

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ① 介護事業所等における感染症対策の取組
- ② 介護予防・通いの場の取組

新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設に対する支援等

I. 高齢者施設等に対する支援等

| 1. 平時からの感染対策 | |
|------------------------------|---|
| (1) 感染症対応力の向上 | ①感染対策のポイントをまとめたマニュアル、動画、事例集等の作成・周知 ②感染症対応力向上のための研修の実施 ③感染症発生時の業務継続計画ガイドライン、ひな型等の作成・周知 |
| (2) 従事者等に対する検査 | ①高齢者施設等における集中的実施計画に基づく従事者等に対する頻回検査の実施 ②介護施設等における一定の要件に該当する自費検査費用の補助（地域医療介護総合確保基金） |
| (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種 | ①高齢者施設等入所者に対するオミクロン株対応ワクチン接種について、速やかな実施を自治体に依頼 ②通所系サービス事業所等において、介護サービス提供時間内にワクチン接種を実施することが可能 |
| 2. 感染者が発生した場合の支援・対応 | |
| (1) 24時間以内に感染制御・業務継続支援チームを派遣 | ①感染制御・業務継続支援チームの派遣体制の構築等を都道府県に依頼 ⇒全国の全高齢者施設等（100%）に対し、チーム派遣の連絡・要請窓口を周知済み |
| (2) 医師・看護師による往診・派遣 | ①医師等による往診等を要請できる体制の構築等を都道府県に依頼 ②高齢者施設等に医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助 ③介護保険施設での施設内感染発生時における診療報酬に係る特例的な対応等 |
| (3) 感染者が発生した施設等への支援 | ①感染者が発生した施設等へ応援職員を派遣する体制の構築 ②かかり増し経費、職員の確保等に向けた支援（地域医療介護総合確保基金） ③施設内療養を行う施設等への支援（地域医療介護総合確保基金、最大30万円/人） ④通所介護等において感染症の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合に加算 |
| 3. 退院患者の受け入れにかかる対応 | |
| (1) 退院患者受け入れの促進 | ①介護保険施設で退院患者を受け入れた場合の介護報酬上の特例的な評価（500単位×30日） ②退院患者の受け入れに協力する介護老人保健施設に関する情報の医療機関への提供 |
| 4. その他 | |
| (1) 各種融資制度や助成金の活用 | ①独立行政法人福祉医療機構の融資制度の活用 |

II. 介護従事者の方々が対象となり得る公的な補償制度等

| | |
|----------------------|---|
| (1) 感染した場合の補償や手当金の支給 | ①労災保険の療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付 ②健康保険の傷病手当金 |
|----------------------|---|

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう更なる支援を行う。
- また、施設内での療養者数が一定数を超える等の一定の要件を満たす場合には、追加の支援を行う。

| | |
|---------------|---|
| <p>補助概要</p> | <p>○ 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間^(※1)について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。</p> <p>(※1) 以下、①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認 |
| <p>補助額</p> | <p>○ 施設内療養者^(※5) 1名につき、1万円/日を補助（発症日から10日間を原則とし、最大15日間）</p> <p>○ まん延防止等重点措置区域等^(※2)の施設等であって療養者数が一定数^(※3)を超える場合は、施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助（上記とあわせて最大30万円）^(※4)</p> <p>(※2) 令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは追加補助の対象とする。</p> <p>また、令和4年4月8日から令和5年3月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても、追加補助の対象とする。</p> <p>(※3) 以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者に追加補助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。 ② 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が2名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が5名以上いる。 <p>(※4) 追加補助の限度額は、小規模施設等（定員29人以下）は200万円/施設、大規模施設等（定員30人以上）は500万円/施設</p> <p>(※5) 「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。</p> <p>令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。</p> <p>ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。</p> <p>* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。</p> <p>* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。</p> |
| <p>対象サービス</p> | <p>○ 介護施設等</p> <p>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護</p> |
| <p>適用時期</p> | <p>○ 令和3年4月1日～（追加補助分は令和4年1月9日～）</p> |

(注) 令和4年12月23日付改正後の内容を記載している（同日改正部分を下線で示している）。

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。

社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について

「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (令和3年11月24日付事務連絡)より抜粋

1. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における面会及び外出の留意点

(面会)

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。
- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。
- 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。
- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、以下に記載の感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。

高齢者施設等入所者に対するオミクロン株対応ワクチン接種の迅速な実施に向けて

1. これまでの取組み

- 重症化リスクが高い高齢者施設等入所者に対するオミクロン株対応ワクチンの早期の接種を目指すため、令和4年秋以降、従来型ワクチン接種から3ヵ月経過した後、可能な限り早期に接種を実施できる体制整備を要請し、これまで進捗状況把握のための累次の実態調査を実施してきた。
- 令和5年1月中旬に、自治体を通じて、令和4年11・12月末接種終了施設数及び令和5年1月末接種終了予定施設数の調査を実施。
 - その結果、95.8%の施設で1月末までにオミクロン株対応ワクチンの接種が予定されていることがわかった。

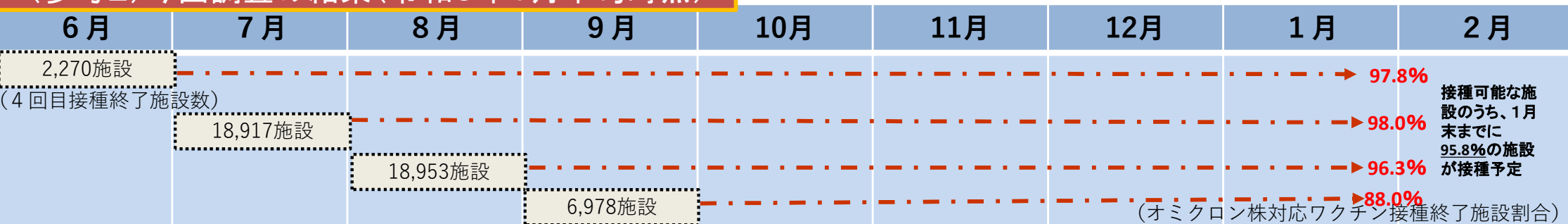
2. 現在の取組み(令和4年12月～)

- 接種予定が2月以降となっている施設(※)が可能な限り速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を実施するよう、自治体からの働きかけを依頼。
 (※接種が終了しないとしている主な理由 ・ 接種対象施設、接種実施医療機関にクラスターが発生
 ・ 季節性インフルエンザワクチンの接種を優先 等)
- また、以下の取組を実施。
 - ・ **オミクロン株対応ワクチン接種が終了しないとした施設に対して、可能な限り早期に接種するよう自治体から個別に要請することを自治体に依頼**
 - ・ **好事例(参考1)を各自治体に横展開**
 - ・ **令和5年度における追加接種の方針(予防接種・ワクチン分科会において示された見解)を提示**
 - ・ 追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬(9月～12月)にかけて1回接種
 - ・ 重症化リスクが高い65歳以上の高齢者等については春から夏(5～8月)にかけて前倒してさらに1回接種

(参考1) 好事例(佐賀県)

- 令和4年中の接種完了を目標としていたところ、当初令和4年内に接種が終わらないと回答していた施設に対して、市町村が個別に対応するよう県が指示。
- 入所者等全員が接種可能となる日から接種体制を構築するのではなく、接種可能な人が出た時点で接種体制を構築するように改めて県から市町村に指示。

(参考2) 今回調査の結果(令和5年1月中旬時点)



令和5年度当初予算案 137億円の内数 (137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

- 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
 - ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること
 から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

- 都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

2 事業の概要

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

【助成対象事業所】

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
- ②新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居家でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】

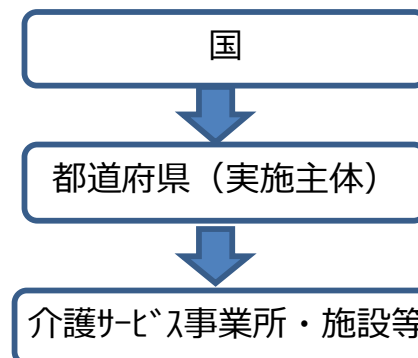
通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

- ①緊急時の介護人材確保に係る費用
 - ・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用
※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等
- ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用
 - ・介護サービス事業所・施設等の消毒清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
- ③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
 - ・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用

2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

【対象経費】都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

3 実施主体等



負担割合: 国2/3、都道府県1/3

実施数: 47都道府県(R3年度)

※他財源による実施を含む